

人材確保 SNS 広告配信委託業務 仕様書

1. 業務名

人材確保 SNS 広告配信委託業務

2. 業務の目的

本業務は、現在地域として大きな課題となっている人材不足の解消と、第5期総合計画の総合目標である人口1,000人への復帰を目指して、SNSを活用し人材確保にスポットを当てた効果的・効率的な情報発信等を行うことを目的とする。

3. 業務委託料

上限金額3,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の概要

- (1) Instagram・YouTube を活用した広告出稿
 - ・情報発信にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定
 - ・ターゲットの特性に沿った効果的・効率的なPRチャンネルの洗い出し及び検討
- (2) YouTube を活用した映像制作
 - ・情報発信にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定
 - ・西興部村の特性を活かしたコンテンツ制作の企画立案及び撮影編集業務

5. 履行期間

契約締結の翌日から令和7年（2025年）3月31日まで

6. 成果品

本業務成果報告書及び関連資料の電子データ一式

7. 契約に関する条件等

- (1) 著作権・肖像権

使用する映像・音楽・写真等に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者がおこなうこと。また、所有権は全て本村に帰属するものとする。

なお、映像・音楽・写真等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本村は責任を負わない。
- (2) 第三者の権利侵害

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。
- (3) 個人情報保護対策

業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはいけない。業務遂行のために村が提供した資

料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。

(4) 賠償責任

各業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償責任を負うものとする。

(5) 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合には、その都度本村と受託者で協議の上決定するものとする。

(6) 再委託の禁止

受託者は、当該業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ本村の承諾を得たときはこの限りではない。

(7) 労働災害防止

作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し現場管理を十分に行い災害防止に努めること。

(8) 秘密保持契約

本業務の履行過程において委託者より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し本業務遂行目的のみに使用する。

(9) その他

業務終了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに修正内容をウェブ等により周知を行うものとし、これに要した経費は受託者の負担とする。

8. その他

本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、協議のうえ処理するものとする。